

仕 様 書

建設局土木管理部伏見土木みどり事務所
(担当 平田、太田 電話 611-5371)

件 名	(単価契約) レギュラーガソリン、軽油及び灯油の購入
予定数量	レギュラーガソリン 1,000リットル(3か月) 軽油 1,000リットル(3か月) 灯油 30リットル(3か月)
契約期間	令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
契約条件	<p>1 給油量の管理 ガソリンカード(10台分、10枚)により管理すること。</p> <p>2 給油対象車両 別紙のとおり なお、受託者は対象車両分のガソリンカードを発行することとし、車両変更や新車納車の際は柔軟に対応すること。</p> <p>3 支払い方法 各月の月末締めで、当該月分の納入量の合計に単価を掛けた額を支払う。1円未満の端数は切り捨てるものとする。 受託者は見積書、納品書、請求書を作成し提出すること。</p> <p>4 その他 伏見土木みどり事務所(京都市伏見区表町578)から概ね直線距離半径2km圏内に給油スタンドを有するものとする。 給油スタンドでのフルサービスの給油とし、洗車等その他の業務は含まない。 契約決定業者は本市からの契約決定通知後、速やかにガソリンスタンドの位置を確認できる資料を提出すること。 請求書やガソリンカードの作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は、契約決定業者が負担するものとする。 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 期間内の単価契約とし、見積書は、レギュラーガソリン、軽油、灯油分を分けて作成すること。単価は、1Lあたりの金額(税抜き・税込み)を記載すること。</p>

【対象車両】

○ ガソリン対象

乗用自動車

京都 800 そ 4108 (パトロール車)

京都 800 せ 9101 (連絡車)

軽自動車

京都 880 あ 4628 (軽トラック)

京都 880 あ 4629 (軽トラック)

京都 880 あ 2641 (軽ワゴン)

京都 880 あ 3475 (軽ワゴン)

○ 軽油対象

京都 800 せ 5621 (作業車)

京都 800 せ 7981 (作業車)

京都 800 そ 277 (ダンプ)

伏な 1303 (ショベル)